

ジャカルタ日本人学校維持会規則案内

2015年10月1日改定

■ 入学の条件

1. ジャカルタ市または、その周辺に所在する日系企業、または、日系団体で、自己に所属する従業員の子を学校に就学させようとする者は、法人寄贈者にならないといけない。(付属定款第10条1項)
2. 所属すべき企業、または団体が法人寄贈者にならない場合、若しくは所属すべき企業、または団体がいない場合において、子を就学させようとする日本国籍者は、個人寄贈者にならない。(付属定款第11条1項)
3. 入学を希望される場合は、下記に定められた寄付金納入と同時に義務賛助金を納入しなければならない。(付属定款第13条5項・第15条3項)

■ 寄贈基準

法人寄贈者

- A 資本金基準（在日法人本社の払込資本金基準）及び
B 駐在員基準（1年以上駐在している者及びその予定者数）で定められた基準額の合計額が入会金となります。

A：資本基準額	
資本金額	基準額 (Rp)
500億円以上	483,580,000
250億円以上－500億円未満	395,650,000
150億円以上－250億円未満	307,730,000
50億円以上－150億円未満	249,110,000
10億円以上－50億円未満	190,500,000
5億円以上－10億円未満	102,570,000
1億円以上－5億円未満	36,630,000
1億円未満	21,980,000

B：駐在員数基準一人当たり	43,960,000
---------------	------------

個人寄贈者

個人寄贈者基準	38,100,000
---------	------------

■ 義務賛助金

寄贈者は、毎年所定の義務賛助金を毎年10月から翌年の3月の間に納入しなければならない。
(付属定款第17条1項)

寄贈者辞退届を提出しない限り義務賛助金の支払いの義務があります。

毎年10月1日現在の在籍生徒数（但し幼稚部を除く）を以って下表の義務賛助金を徴収いたします。

在籍児童生徒数

在籍児童生徒数	金額 (Rp)
0人	1,930,000
1－4人	3,860,000
5－9人	7,730,000
10－14人	11,600,000
15－19人	15,470,000
20－24人	19,340,000
25－29人	23,210,000
30人以上	27,080,000